

告 示

埼玉県告示第六百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年五月十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鴻巣ショッピングプラザ

埼玉県鴻巣市大字箕田字吉右エ門三千百十一 一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号 外十者

（変更後）株式会社長崎屋 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 成沢潤治

東京都目黒区青葉台二丁目十九番十号

株式会社オーエムツミート 代表取締役 大越勤

東京都港区芝大門二丁目四番七号

吉川水産株式会社 代表取締役 森伸夫

東京都世田谷区南烏山五丁目九番一号

株式会社ユナイテッドベジーズ 代表取締役 竹井功一

東京都港区海岸一丁目九番十一号

株式会社黒沢薬局 代表取締役 黒澤章

埼玉県鴻巣市本町一丁目五番二十二号

B E N T E N株式会社 代表取締役 若松俊治

東京都中央区日本橋二丁目八番地十一号

株式会社ハニーズ 代表取締役 江尻義久

福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二十七番地一

有限会社ツバキ 椿満夫

埼玉県ふじみ野市北野二丁目八番十八号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

八 変更年月日

平成二十三年九月三十日

二 届出年月日

平成二十四年四月二十七日

二 縦覧期間

平成二十四年五月十一日から平成二十四年九月十一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年五月十一日から平成二十四年九月十一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課